

秋田市上下水道事業経営審議会要綱

令和7年12月23日
管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）第8条第6項の規定に基づき、秋田市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 審議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、上下水道局総務課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(秋田市上下水道事業経営アドバイザー会議設置要綱の廃止)

2 秋田市上下水道事業経営アドバイザー会議設置要綱（平成24年6月26日管理者決裁）は、廃止する。

(会議の招集)

- 3 会長を選挙する会議の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、管理者がこれを行う。